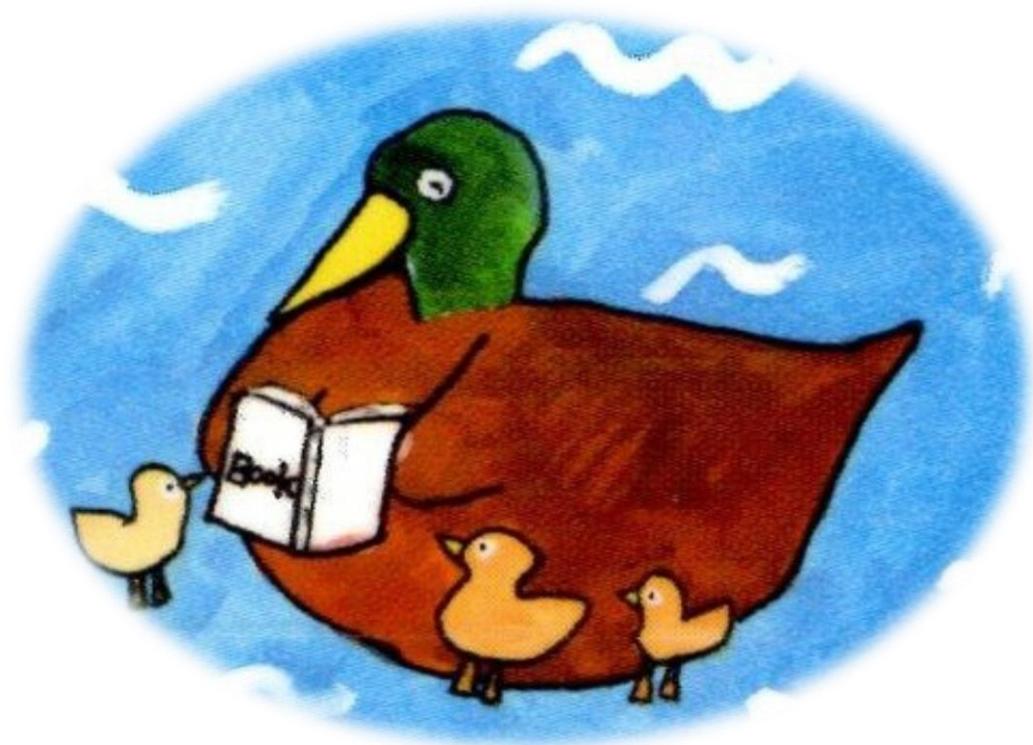


佐々町子ども読書活動推進計画



佐々町立図書館
シンボルマスコット「あいがもの親子」

平成 31 年 3 月
佐々町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	第1章 計画策定の趣旨	2
	1 計画策定の意義及び目的	
	2 計画の目標	
	3 計画の対象	
	4 計画の期間	
3	第2章 子どもの読書活動推進のための方策	4
	1 学校における読書活動の推進	4
	2 家庭における読書活動の推進	5
	3 地域における読書活動の推進	5
	4 保育所における読書活動の推進	6
	5 図書館における読書活動の推進	7
4	第3章 計画の数値目標	8
5	参考資料	
	子どもの読書活動の推進に関する法律	9
	佐々町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	11
	佐々町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	12



はじめに

国は、子どもの読書活動の推進を通して、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。長崎県においても、平成 26 年に「第三次長崎県子ども読書活動推進計画」が策定され、子どもの読書活動が推進されているところです。

読書は、知識や情報を得るためだけではなく、私たちに心のぬくもりや安らぎを与えてくれます。また、豊かな感情や情緒を育むものであり、心の糧となります。

本町における読書活動は、佐々町立図書館を拠点として、「図書ボランティアの会」をはじめ、教職員や学校司書など多くの方々によって支えられ、子どもたちの読書習慣の定着に努めてまいりました。

今回、これまで培ってきた読書に関する活動を更に定着させ、継続的かつ、発展的な読書活動の普及に資するため、「佐々町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本推進計画の策定を契機に、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの立場で、また相互に連携して、子どもの読書活動の活性化が図られることを期待してやみません。

最後になりましたが、本推進計画の策定にあたり、積極的にご審議いただきました策定委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月
佐々町教育委員会
教育長 黒川 雅孝

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の意義及び目的

国において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、長崎県においても「第三次長崎県子ども読書活動推進計画」が策定されています。これらの国や県の子どもの読書活動に関する動向を踏まえ、「佐々町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策についての方向性や取組を示し、具体化することを目的とします。

子どもの成長・発達にとって、読書はかけがえのないものです。乳幼児期から継続して本に親しむことで、子どもは多くの言葉を学び、思考力や表現力を高め、豊かな想像力を育むことができます。また、本から得られる感動や喜びは、子どもたちが幸せな人生を送るための大きな糧となります。

しかしながら、近年、テレビやスマートフォン、ゲーム等の様々な情報メディアの発達・普及により、子どもたちの生活環境が多様化し、「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。

このような状況の中、子どもたちが読書の喜びや楽しさを実感するためには、学校・家庭・地域・行政が一体となって読書活動の普及に努めていくことが大変重要です。

佐々町においては、子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境の整備を推進することを基本理念として、各施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本推進計画を策定します。

2 計画の目標

この計画では、次の3つを目標とします。

(1) 学校・家庭・地域が連携した読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するため、子どもの読書活動に携わる学校、町立図書館、図書ボランティアの会などの関係機関等が緊密な連携に努めます。

(2) 町立図書館を拠点とする読書環境の整備充実と情報提供

子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書活動の輪を広げ、読書体験を深めることができるよう、町立図書館を中心とした読書の拠点づくりを行い、読書環境の整備や充実に努めます。

(3) 読書活動に関わる人材育成と社会的気運の醸成

子どもの読書活動に関する理解と関心を高めるため、図書ボランティアの会をはじめとした読書活動ボランティアの人材育成に努め、保護者や地域全体に対して、読書活動の意義や重要性について、広報・啓発活動に努めます。

3 計画の対象

計画の対象は、乳幼児・小学生・中学生を中心とした「おおむね 18 歳以下の全ての子ども」とします。

4 計画の期間

計画の期間は、2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度までの 5 年間とします。



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 学校における読書活動の推進

<現状と課題>

学校は、子どもにとって学習や体験、交流の場であると同時に、子どもが読書習慣を身に付けるうえで大きな役割を果たしています。

町内の小・中学校では、授業や特別活動の中で、読書指導や読書の普及活動が行われており、朝読書の実施や「図書ボランティアの会」の協力による読み聞かせ活動に取り組んでいます。

課題として、児童生徒の読書に対する興味の個人差や読書時間の格差、また、中学校にあっては、学校図書館で過ごす生徒は多いものの、生徒一人あたりの貸出冊数が少ないことが挙げられます。

<学校での取組>

- (1) 「朝読書」の推進
- (2) 「図書ボランティアの会」などによる読み聞かせの実施
- (3) 学年に応じた読書冊数目標の設定や読書コンクールの実施
- (4) 「読書感想文全国コンクール」への応募
- (5) 学校図書館内の飾り付けや図書推薦コーナーの設置

<今後の方策>

- (1) 「朝読書」など読書活動の推進

読書に親しむことができる雰囲気づくりのため、各学校における朝読書の実施や、「図書ボランティアの会」等と連携した読み聞かせ活動の充実を図るなど読書活動の推進に努めます。

- (2) 学校図書館の図書や資料等の充実

児童生徒が立ち寄りたくなる学校図書館をめざし、魅力ある図書や各教科の学習が深めることができる図書資料の整備に努めます。

- (3) 読書に関する作品募集等への積極的な関わり

「長崎県の子どもにすすめる本」（長崎県教育委員会選定）の活用や「読書感想文全国コンクール」など読書に関する事業について、積極的な取組に努めます。

- (4) 保護者との連携

各家庭において児童生徒が本に親しむ機会を確保できるよう、読書の大切さについて保護者の意識高揚に努めます。

- (5) 学校図書系の配置

学校図書館の環境整備や図書の選定、児童生徒への読書に関する助言を行うため、学校図書係を継続して配置し、全小・中学校を巡回します。

2 家庭（PTA）における読書活動の推進

<現状と課題>

家庭は、子どもが初めて本と触れ合う場であり、親子や家族で読書への興味、関心を培う大切な場所です。特に乳幼児や低学年の児童がいる家庭にとっては、保護者が子どもに絵本の読み聞かせを行ったり、親子で一緒に読書をしたりするなど、本と関わることによって、子どもたちの読書の習慣化につながります。

しかし、核家族の増加や生活習慣の多様化、テレビやスマートフォン、ゲーム機の普及により、家庭での読書の機会は少なくなっている現状があります。

親子で本に親しむ時間を確保し、読書への関心を高めることが今後の課題となっています。

<PTA を中心とした取組>

- (1) 「ノーマディアデー」の設定と啓発活動
- (2) 学校から配布される「家族読書カード」の普及活動
- (3) PTA による読み聞かせ活動

<今後の方策>

家庭内での「ノーマディアデー」の設定を通して、家庭で読書の時間を確保できるような環境づくりに努めます。

また、各学校の PTA 活動の中で、読み聞かせ活動や学校図書館の整理作業など、子どもと読書の繋がりを大切にする取組を行います。

3 地域における読書活動の推進

<現状と課題>

佐々町立図書館「図書ボランティアの会」は、平成 11 年の発足以来、町立図書館を拠点として、図書館・保育所・小中学校での読み聞かせ活動や図書館イベントへの協力、図書館内整理作業の協力など、多様な場面で本町の読書活動推進の中核を担っていただいています。今後の課題として、学校での読み聞かせ時間の拡がりや教職員との話し合いの場の設定など、学校での読み聞かせ活動の拡充が挙げられます。

<「図書ボランティアの会」の取組>

- (1) 図書館での定期的な絵本の読み聞かせの開催
- (2) 図書館主催のイベント・講演会等の企画運営
- (3) 図書館ボランティア活動（蔵書整理、資料づくりなど）
- (4) 学校、保育所等への出前読み聞かせの開催
- (5) ブックスタート事業への参加

＜今後の方策＞

「図書ボランティアの会」は、子どもと本とを繋ぐ橋渡しの役割りを担っています。読み聞かせ活動などをきっかけにして、家庭でも本を楽しめる習慣づくりを進めていきます。

また、町立図書館で開催している小学1～3年生を対象とした「よっといでお話しの世界へ」の参加児童が少ない現状にあるため、年に数回程度、学校を会場とした保護者も一緒になって参加できる読み聞かせイベントの開催を検討していきます。

4 保育所における読書活動の推進

＜現状と課題＞

町立の保育所として第2保育所があります。保育所で過ごす時間の中で乳幼児期の子どもたちは多くの言葉を学習します。子どもたちの発達段階に応じた絵本との触れ合いは、豊かな心を育み、また保育士などの身近な大人による読み聞かせは、友達同士で楽しみを共有できる貴重な時間でもあります。

第2保育所では、保育士や「図書ボランティアの会」などによる読み聞かせ活動や自由遊びの中での読書の導入などに取り組んでいます。

課題として、保育所で所有している絵本の数が不足している。また、乳幼児を持つ各家庭において、保護者が読み聞かせを行う時間が取りにくい傾向にあることなどが挙げられます。

＜第2保育所での取組＞

- (1) 保育士による読み聞かせの実施や自由遊びの中での読書の導入
- (2) 「図書ボランティアの会」による読み聞かせの実施
- (3) 保育絵本の購入・整備

＜今後の方策＞

- (1) 保育所における読書活動の推進

保育所の保育課程等において、絵本や紙芝居などに親しむ機会の提供に努めます。

- (2) 図書ボランティアの会や町立図書館との連携

「図書ボランティアの会」の協力を受けて、読み聞かせ活動の充実を図ります。また、絵本や紙芝居の選定などにおいて町立図書館と連携し、魅力ある絵本の整備に努めます。

- (3) 保護者への啓発

園児が保護者と一緒に絵本に親しむ家庭での時間を確保できるよう、読書の大切さについて保護者の意識高揚に努めます。

5 図書館における読書活動の推進

<現状と課題>

佐々町立図書館は、地域の読書活動や個人学習の拠点として、また、地域コミュニティの核として重要な役割を果たしています。

現在、年間の入館者数は約 116,000 人、貸出冊数は 150,000 冊を超えている状況です。図書の出借業務のほかにも、年間を通して、読書に関するイベントの開催や、乳幼児や児童を対象とした読み聞かせ活動に取り組んでいます。

課題として、子どもや保護者の読書に対する関心が希薄化し、読み聞かせ会への参加者が減少していること、スマートフォンやインターネット等の情報メディアの普及により、近年「活字離れ」、「読書離れ」が顕著に進んでいることなどが挙げられます。

<図書館での取組>

- (1) 「図書ボランティアの会」による読み聞かせの開催
- (2) 「こどもの読書週間」の啓発や季節に即した特設コーナーの設置
- (3) 読書に関する各種イベント（子どもまつり、夏まつりなど）の開催
- (4) 図書館講演会、図書館主催講座の開催
- (5) 子どもの図書館見学や職場体験の受入
- (6) ブックスタート事業への参加
- (7) 「図書ボランティアの会」への活動支援

<今後の方策>

- (1) 図書館の蔵書や資料等の充実

子どもから大人までの幅広い世代で読書に親しめる図書館をめざすため、蔵書や資料の充実を図り、図書館の魅力向上に努めます。特に、乳幼児や低学年児童向けの本を重点的に整備し、親子で読書を親しめる環境づくりを推進します。

- (2) 図書館機能の充実

司書資格を有する図書館職員を配置して、町民のニーズに合った図書の選定やホームページ、「図書館だより」などによる情報発信を行います。また、利用者の要望に即したレファレンスサービスの提供、他館との相互貸借の積極的な活用など利用者の利便性向上に努めます。

- (3) 「図書ボランティアの会」との連携

「図書ボランティアの会」との協力により、乳幼児を対象とした読み聞かせ活動や小学校低学年を対象とした「よっといでお話の世界へ」を継続して開催し、乳幼児期からの読書への関心を高める取組を推進します。

- (4) 読書に関する情報提供の充実

図書館ホームページや「広報さざ」などを活用して、新着本や話題の書籍を紹介します。また、館内の図書の配列や展示方法を工夫し、幅広い世代が本に親しめる環境整備に努めます。

第3章 計画の数値目標

この計画は、本町における子どもを取り巻く読書環境を整備し、子どもたち自らが読書を楽しめるようにするためのものです。そのため、次のとおり計画の数値目標を定め、計画の進捗状況を把握するための指標とします。

1 学校図書館の児童生徒一人あたりの貸出冊数

指標の内容	現状値 (H29)	目標値 (H33)
学校図書館の児童生徒一人あたりの貸出冊数	小学校：75冊 中学校：14冊	小学校：80冊 中学校：20冊

2 町立図書館の町民一人あたりの貸出冊数

指標の内容	現状値 (H29)	目標値 (H33)
町民一人あたりの貸出冊数	13.3冊	現状以上

3 町立図書館の読み聞かせへの参加世帯数

指標の内容	現状値 (H29)	目標値 (H33)
読み聞かせへの参加世帯数	15世帯程度	20世帯

※「第2期 佐々町教育振興基本計画」の成果指標から



< 参考資料 >

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。



佐々町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(平成30年4月26日教育委員会要綱第2号)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、佐々町子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、佐々町子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、子どもの読書活動推進に関する調査及び研究を行い、計画の案を策定し、教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各学校関係者
- (2) 各学校保護者代表
- (3) 図書ボランティアの会代表
- (4) 佐々町立図書館館長及び司書
- (5) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する所掌事務の処理を完了した日までとする。ただし、委員の辞職などにより委員会の運営に支障が生じたときは、教育委員会は新たな委員を委嘱することができるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、本要綱施行後の最初の委員会の招集は教育長が行うものとする。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、告示の日から施行する。

(失効) この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。

佐々町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏 名	所属・役職等
委員長	成守 靖	学識経験者（元中学校長）
副委員長	伊達 睦子	佐々町立図書館 図書ボランティアの会 代表
委員	森田 幸一	佐々町立佐々小学校 校長
委員	湯村 賢二	佐々町立口石小学校 校長
委員	近藤 隆生	佐々町立佐々中学校 校長
委員	澤井 智乃	佐々町立佐々小学校 教諭
委員	大原 由樹子	佐々町立口石小学校 教諭
委員	山口 真未	佐々町立佐々中学校 教諭
委員	氏田 恵美子	佐々町立第2保育所 所長
委員	上ノ原 宏二	佐々小学校PTA 会長
委員	山口 義之	口石小学校PTA 会長
委員	前川 和代	佐々中学校PTA 会員
委員	中村 比呂美	佐々町立図書館 図書ボランティアの会 副代表
委員	岡本 和弘	佐々町立図書館 館長
委員	信岡 麻里子	佐々町立図書館 司書